証券コード　6518
2019年６月５日

株　主　各　位

兵庫県姫路市青山北一丁目１番１号
三　相　電　機　株　式　会　社
代表取締役社長　黒　田　直　樹

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討いただき、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しお送りいただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2019年６月22日（土曜日）　午前10時
２．場　　所　兵庫県姫路市青山北一丁目１番１号
三相電機株式会社　講堂
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照下さい。）

３．目的事項

報告事項
１．第62期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第62期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役８名選任の件
第２号議案　監査役２名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第１号議案から第４号議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（30頁から35頁まで）に記載のとおりであります。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
◎事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.sanso-elec.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎本株主総会当日、当社の役員および係員はクールビズ（ノーネクタイ）にて対応させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席下さいますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　2018年４月１日
至　2019年３月31日）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益は高水準を維持し、個人消費は雇用所得環境の改善が続くなど緩やかな回復が続いてまいりましたが、年度末にかけて米中貿易摩擦やイギリスのＥＵ離脱交渉への不透明感から、世界経済の減速懸念が急速に高まってまいりました。

当社グループにおいては、米中貿易摩擦や輸出制限などの政策が半導体業界の大きなリスク要因となり、日本市場で半導体需要は大きく減速し、メーカーの在庫調整や生産調整が行われ、半導体製造装置用ポンプの受注は大きく鈍化いたしました。

一方、産業機械用モータでは、製造業の能力増強投資や人手不足対応の省力化投資のニーズは底堅く、企業の設備投資が堅調に推移したことで、受注も同様に推移してまいりました。

中国市場においては、日本市場と同様に産業機械用モータの受注が堅調に推移するとともに、空調設備の需要改善が続くものの、価格競争は依然として厳しい状態が続いており、更なる利益確保に向け、新たな顧客を開拓し付加価値の増加を図ってまいりました。

また、国内外ともに原材料コストや部品加工コストが高騰する厳しい環境ではありますが、生産性向上や原価低減を推し進めるとともに、システム商品の販売促進や新市場の開拓に取り組むことで、業績向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は158億４百万円（前期比101.6％）、営業利益は８億59百万円（同97.4％）、経常利益は８億93百万円（同96.6％）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は６億57百万円（同82.4％）となりました。

②　設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は14億59百万円であり、その主なものは岡山三相電機株式会社の工場建替えと、機械工作設備の拡充であります。

③　資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において新たに８億円の銀行借入を行い、設備投資資金ならびに運転資金に充当しております。

④　事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第59期 (2016年３月期)	第60期 (2017年３月期)	第61期 (2018年３月期)	第62期 (当連結会計年度) (2019年３月期)
売　　上　　高(百万円)	13,383	13,948	15,554	15,804
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	663	807	798	657
１株当たり当期純利益　(円)	147.13	179.07	177.15	146.10
総　　資　　産(百万円)	13,867	15,745	16,420	16,606
純　　資　　産(百万円)	6,976	7,706	8,590	8,928
１株当たり純資産額　(円)	1,547.58	1,710.06	1,906.57	1,997.13

(注) １．１株当たり当期純利益は、保有する自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産額は、保有する自己株式を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。
２．当社は、2017年10月１日付で普通株式２株につき１株の割合で株式併合を行っております。第59期（2016年３月期）の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額を算定しております。
３．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を第62期（当連結会計年度）の期首から適用しており、第61期（2018年３月期）に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
岡山三相電機株式会社	20百万円	100.0%	モータ・ポンプ製造販売
サンソー精工株式会社	10百万円	100.0%	モータ・ポンプ部品製造販売
新宮三相電機株式会社	10百万円	100.0%	モータ・ポンプ部品製造販売
株式会社岩谷電機製作所	26百万円	100.0%	ポンプ製造販売
上海三相電機有限公司	542万米ドル	100.0%	モータ・ポンプ製造販売

(4) 対処すべき課題

今後の業績見通しといたしまして、日本経済は個人消費の改善傾向は持続し、人手不足を背景として省力化投資などの国内需要も底堅さを維持するものの、海外経済の減速を背景とした輸出の低迷はしばらく続くものと思われます。中国政府の景気下支え策により、中国向け輸出を中心に持ち直しに転ずることも想定されますが、米中貿易摩擦やイギリスのＥＵ離脱交渉への不透明感は依然として続き、2019年10月に予定されている消費税率引上げによる景気への影響も懸念され、国内景気の先行きは不透明な状況が続くものと思われます。

当社グループにおきましては、産業機械用モータなどは引き続き堅調に推移すると思われますが、半導体製造装置の市場においては、2019年度前半は設備投資が抑えられるものの、半導体需要はＩｏＴ(モノのインターネット)とクラウド、人工知能（ＡＩ）、自動車、第５世代通信（５Ｇ）などへの拡大により、半導体製造装置への投資が本格化すると期待され、2019年度後半には半導体製造装置用ポンプの受注は回復することが見込まれます。今後は、半導体製造装置用ポンプの受注回復状況と併せ、原材料費の価格高騰や生産コスト上昇分を販売価格に適正に転嫁できなければ、今後の経営成績に影響を与える可能性があります。

このような環境の中で当社グループといたしましては、引き続き環境に適合したエコロジー技術の習得に注力するとともに、既存顧客に対しましても、満足度の高いサービスを提供していくことに最善を尽くしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2019年３月31日現在）

電気機械器具（各種モータ、電動ポンプおよび電子回路応用機器）の製造ならびに販売

(6) 主要な営業所および工場（2019年３月31日現在）

当　　社	本社および工場	兵庫県姫路市、兵庫県たつの市
	営業所他	東京（東京都練馬区）、名古屋（名古屋市西区）、福岡（福岡市南区）他営業所４箇所、出張所３箇所
子 会 社	岡山三相電機株式会社	岡山県赤磐市
	サンソー精工株式会社	兵庫県姫路市
	新宮三相電機株式会社	兵庫県たつの市
	株式会社岩谷電機製作所	愛知県西尾市
	上海三相電機有限公司	中国上海市

(7) 使用人の状況（2019年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

部門の名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
	名	名
製造部門	446 〔318〕	19　(増) 〔1〕(増)
研究開発部門	48 〔7〕	3　(増) 〔3〕(増)
営業・全社（共通）部門	114 〔25〕	3　(増) 〔5〕(減)
合計	608 〔350〕	25　(増) 〔1〕(減)

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔　〕内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名	名	歳	年
270 〔82〕	14 (増) 〔7〕 (減)	42.8	17.7

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2019年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	555,002千円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	370,838千円
三井住友信託銀行株式会社	346,682千円
兵庫県信用農業協同組合連合会	285,044千円
三井住友銀行（中国）有限公司	270,600千円

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2019年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　18,000,000株
② 発行済株式の総数　4,571,600株
③ 株主数　715名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
ケイアールディー株式会社	1,180	26.40
三相電機取引先持株会	660	14.77
株式会社石野製作所	286	6.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	204	4.57
石野一郎	154	3.44
徳永耕造	124	2.78
黒田栄子	103	2.30
黒田直樹	102	2.29
三相電機社員持株会	99	2.22
ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社	92	2.06

(注) 当社は、自己株式を101,087株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2019年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	黒田直樹	上海三相電機有限公司董事長
専務取締役	小林秀嗣	営業部・生産管理部・製造部担当
常務取締役	岡本富男	統括管理部・海外関連会社担当 オカダアイヨン株式会社社外取締役
取締役	藤原範和	品質保証部長・資材部担当
取締役	松下年男	国内関連会社担当
取締役	曹銀春	技術部長
取締役	水野誠	生産管理部長・製造部担当
取締役	足立安孝	ジェム上海社取締役社長 日本電子材料株式会社常務取締役 常務執行役員 管理部門統括担当 (コンプライアンス担当) 管理部門統括部長
常勤監査役	萩原一郎	
監査役	浜野信夫	プロジェクト浜野 代表
監査役	西井博生	なぎさ監査法人 代表社員 税理士法人なぎさ総合会計事務所 代表社員 株式会社Ｇ－７ホールディングス社外監査役

（注）１．取締役足立安孝氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は足立安孝氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
２．監査役浜野信夫および西井博生の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は浜野信夫および西井博生の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．監査役西井博生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．2018年６月23日開催の第61回定時株主総会において、水野誠氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

② 取締役および監査役へ支払った報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	８名 （１名）	180,530千円 （1,200千円）
監査役 （うち社外監査役）	３名 （２名）	7,980千円 （2,850千円）

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．2015年６月20日開催の第58回定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、年額50,000千円以内と決議いただいております。なお、取締役の報酬限度額のうち社外取締役の報酬限度額は年額30,000千円以内であります。

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役足立安孝氏は日本電子材料株式会社の常務取締役およびジェム上海社の取締役社長であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

監査役浜野信夫氏はプロジェクト浜野の代表者であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

監査役西井博生氏はなぎさ監査法人および税理士法人なぎさ総合会計事務所の代表社員であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

ロ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役西井博生氏は株式会社G－７ホールディングスの社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

取締役足立安孝氏は、当事業年度開催の取締役会13回の内12回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

監査役浜野信夫氏は、当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、主に実業界で長年の経験を蓄積した幅広い知識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会12回の全てに出席し、監査役会が定めた方針、業務の分担等に従い、実業界での経験を活かした専門的見地から監査役会の決議事項、検討事項等の承認・可決および提言を行っております。

監査役西井博生氏は、当事業年度開催の取締役会13回の内11回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会12回の内11回に出席し、監査役会が定めた方針、業務の分担等に従い、公認会計士としての専門的見地から監査役会の決議事項、検討事項等の承認・可決および提言を行っております。

ニ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　仰星監査法人

② 報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21,000千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

① 当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社は、法令、定款、その他社内諸規程等の遵守ならびに社会倫理の尊重を行い、取締役が率先垂範して使用人への周知徹底を図る。

社内体制としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題の把握と改善に努めるとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。また使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「公益通報者保護規程」を定める。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき文書または電磁的媒体により記録を行うとともに、閲覧が容易な状態で定められた期間、保存および管理を行うものとする。

③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．製品市場、為替相場、金利や株価等による市場リスク、信用リスク、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク等様々なリスクに対処するため、「経理規程」、「与信管理規程」、「デリバティブ管理規程」、「安全衛生管理規程」、および「危機管理規程」に従い対応を図る。

全社的なリスクを総括的に管理する部門を総務担当部署とし、リスク内容により関連規程で定める部署が、リスク管理体制の確立を図る。

ロ．監査役および監査部員は、各部門のリスク管理状態を監査し、監査役はその結果を取締役会にて報告するものとする。

ハ．事業活動上の重大な事態が発生した場合は、社長の指揮下に対策本部を設置し迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめる体制を整えるものとする。

④ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務執行が効率的に行われることの基礎体制として、取締役会を月１回定時開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとする。また執行役員制度を導入しており、執行役員会を月１回定時開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとする。

ロ．取締役は、経営戦略遂行のため中期経営計画会議にて、中期経営計画および年次事業計画の策定を行い、月１回その会議の場において進捗状況の確認を行うものとする。また執行役員が同会議に出席し、目標達成のための活動報告を行うものとする。

ハ．取締役の業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」の責任および権限、また執行の手続きに基づき行うものとする。

⑤ 当社および子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．使用人は、法令、定款はもとより社員の行動規範および社内諸規程に則り行動するものとする。またコンプライアンス委員会は、使用人への指導教育を補佐し、法令および定款の遵守、コンプライアンスの実効性の確保に努める。

ロ．使用人は、法令、定款ならびに社会通念に反する行為等の事実を知った場合、「公益通報者保護規程」に基づき、社内の所定の窓口に通報を行い、不正行為等の早期発見と是正が行われる体制とする。

ハ．監査部員は、「内部監査規程」に基づき各部門の業務に関し、法令、定款および社内諸規程の遵守状況ならびに、職務執行の手続き等の内部監査を行い、社長および監査役に対しその結果を報告し、内部監査により判明した各部門の指摘事項等の是正確認を行うものとする。

⑥　当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社を管理する体制とする。また子会社担当の執行役員を配置し、事業計画の遂行、コンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立等、子会社の統括管理を行うものとする。

更に海外子会社においては、担当の取締役が海外子会社の会計監査人と連絡を密にし、企業統括に努める。

ロ．国内子会社の代表取締役は、当社の経営会議に出席し、子会社の進捗状況を定期的に報告するものとする。

ハ．監査役および監査部員は、当社の内部監査と同様に子会社においても同様の監査を行うものとする。

⑦　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が補助する使用人を必要とした場合、取締役会において監査役と協議の上、監査部員から監査役の補助すべき使用人として任命することができる。

⑧　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の補助する使用人においては、取締役からの独立性を確保するものとし、その使用人に対する任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。

⑨　当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制

イ．「監査役会規程」、「監査役監査規程」に基づき、取締役、執行役員および使用人が監査役に報告するための体制を整備することとする。

ロ．監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の報告状況を把握するため、取締役会、執行役員会および経営会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役、執行役員および使用人に対し、説明を求めることができるものとする。

ハ．取締役、執行役員および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項ならびに法令および定款違反、不正行為の事実等を知った場合、監査役に報告するものとする。監査役は、必要に応じて取締役、執行役員および使用人に対し、報告を求めることができるものとする。

⑩　子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

イ．子会社各社の取締役、監査役および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行うものとする。

ロ．子会社各社の取締役、監査役および使用人は、法令等の違反行為等、子会社各社若しくは他のグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見し次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行うものとする。

⑪　監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社は、当社監査役へ前項⑨ハおよび⑩の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを禁止し、その旨をグループ各社の取締役、監査役および使用人に周知徹底するものとする。

⑫　**その他の当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、監査部、会計監査人およびグループ各社の監査役との情報交換に努め、連携して当社およびグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

⑬　**当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に係る費用または債務を処理するものとする。

⑭　**財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適正な内部統制システムを構築する。また、本システムが適正に機能し、運用が継続されるよう評価および是正を行う。

⑮　**業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社グループは、上記の業務の適正を確保するための体制に基づいて、適切に内部統制システムが運用されていることを確認しております。なお、当連結会計年度に実施した内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

当社グループは、使用人に対して適宜社員研修・管理職研修等を行い、社員が守るべき行動規範ならびに法務関連の周知徹底を図っております。

取締役の職務執行につきましては、取締役会を毎月１回開催し、法令に定められた事項および経営上の重要案件を審議決定するとともに、取締役の業務執行の適法性確保や効率性向上のため適切に報告、検討しております。なお、取締役会付議の重要議案につきましては社外役員に対して事前説明を行い、必要な判断の実効性を高めております。また、当社の部長職以上と子会社の社長がメンバーとなる経営会議を毎月４回開催し、重要な業務執行について報告・協議を行い、業務執行の適正・効率を確保しております。

監査役は取締役会ほか重要会議への出席や、稟議書の閲覧ほか、各部署のヒアリング・往査等を通じ会社業務の執行状況を監査しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、株主様および一般投資家様への企業責任の重大性を充分に認識し、業績を勘案して安定配当の確保と継続を基本とするとともに、グループが成長するための有効投資および財務体質の強化に取り組んでまいります。

当期の配当につきましては、業績など総合的に検討いたしました結果、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、取締役会決議により１株につき、前期の年20円から２円増配し、年22円の配当とさせていただきます。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**9,979,838**	**流動負債**	**4,802,385**
現金及び預金	2,621,925	支払手形及び買掛金	1,833,241
受取手形及び売掛金	3,358,611	電子記録債務	549,782
電子記録債権	2,048,509	短期借入金	370,600
商品及び製品	634,294	１年内返済予定の長期借入金	585,397
仕掛品	771,970	未払費用	422,911
原材料及び貯蔵品	241,561	未払法人税等	167,000
その他	303,966	その他	873,453
貸倒引当金	△1,000	**固定負債**	**2,875,864**
固定資産	**6,626,600**	長期借入金	1,133,478
有形固定資産	**4,925,621**	リース債務	434,585
建物及び構築物	2,051,774	繰延税金負債	82,621
機械装置及び運搬具	741,033	製品補償引当金	13,700
工具、器具及び備品	360,521	退職給付に係る負債	1,169,269
土地	970,794	負ののれん	17,220
リース資産	521,006	その他	24,990
建設仮勘定	280,491	**負債合計**	**7,678,250**
無形固定資産	**99,687**	(純資産の部)	
ソフトウエア	40,291	**株主資本**	**8,720,178**
その他	59,395	資本金	871,600
投資その他の資産	**1,601,291**	資本剰余金	1,825,897
投資有価証券	1,012,947	利益剰余金	6,101,745
繰延税金資産	407,167	自己株式	△79,064
その他	184,476	**その他の包括利益累計額**	**208,010**
貸倒引当金	△3,300	その他有価証券評価差額金	52,327
		繰延ヘッジ損益	24,991
		為替換算調整勘定	151,023
		退職給付に係る調整累計額	△20,332
		純資産合計	**8,928,189**
資産合計	**16,606,439**	**負債純資産合計**	**16,606,439**

連結損益計算書

（自　2018年４月１日
至　2019年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		15,804,098
売上原価		12,499,549
売上総利益		**3,304,549**
販売費及び一般管理費		2,445,063
営業利益		**859,485**
営業外収益		
受取利息	12,342	
受取配当金	13,566	
為替差益	1,018	
投資有価証券売却益	421	
負ののれん償却額	2,152	
不動産賃貸料	8,300	
売電収入	7,168	
その他	13,517	58,487
営業外費用		
支払利息	8,655	
投資有価証券評価損	4,213	
不動産賃貸費用	5,553	
売電費用	4,313	
その他	2,122	24,859
経常利益		**893,114**
特別利益		
固定資産売却益	2,564	2,564
特別損失		
固定資産除却損	18,082	18,082
税金等調整前当期純利益		**877,596**
法人税、住民税及び事業税	220,973	
法人税等調整額	△857	220,116
当期純利益		**657,479**
親会社株主に帰属する当期純利益		**657,479**

連結株主資本等変動計算書

（自　2018年４月１日
至　2019年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	871,600	1,825,897	5,534,376	△43,333	8,188,539
当期変動額					
剰余金の配当			△90,110		△90,110
親会社株主に帰属する当期純利益			657,479		657,479
自己株式の取得				△35,730	△35,730
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	567,369	△35,730	531,638
当期末残高	871,600	1,825,897	6,101,745	△79,064	8,720,178

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	126,310	60,252	242,183	△27,173	401,572	8,590,112
当期変動額						
剰余金の配当						△90,110
親会社株主に帰属する当期純利益						657,479
自己株式の取得						△35,730
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△73,982	△35,260	△91,159	6,841	△193,561	△193,561
当期変動額合計	△73,982	△35,260	△91,159	6,841	△193,561	338,076
当期末残高	52,327	24,991	151,023	△20,332	208,010	8,928,189

［連結注記表］

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　５社

連結子会社の名称　岡山三相電機株式会社
サンソー精工株式会社
新宮三相電機株式会社
株式会社岩谷電機製作所
上海三相電機有限公司

２．持分法の適用に関する事項

非連結子会社および関連会社はありませんので、該当事項はありません。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海三相電機有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、１月１日から連結決算日３月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

時価のないもの　移動平均法による原価法

② デリバティブ　時価法

③ たな卸資産　主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　当社および国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、当社および国内連結子会社は、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　６年～47年

機械装置及び運搬具　２年～９年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　製品補償引当金　　顧客に納入した一部の製品に対して発生した製品補償に係る支出に備えるため、過去の実績等および対象製品の出荷数に基づき算定した金額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法　　繰延ヘッジ処理によっております。

②　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　為替予約、コモディティデリバティブ

ヘッジ対象　　外貨建金銭債務、原材料

③　ヘッジ方針　　社内規程に基づき、為替相場変動リスクおよび原材料価格変動リスクを低減する目的でヘッジを行っております。

④　ヘッジの有効性評価の方法　　ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②　数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①　重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、在外子会社の決算日における直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

②　負ののれんの償却方法および償却期間

2010年３月31日までに発生した負ののれんについては20年間の定額法により償却を行っております。

③　消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（表示方法の変更に関する注記）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

連結損益計算書

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「不動産賃貸料」および「売電収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「不動産賃貸料」は8,291千円、「売電収入」は7,113千円であります。

また、前連結会計年度まで区分掲記しておりました「営業外費用」の「減価償却費」は、当連結会計年度より「不動産賃貸費用」および「売電費用」として計上する方法に変更いたしました。この変更は、不動産賃貸損益および売電損益の費用収益を対応させる観点から、より適切に表示するために行ったものであります。なお、前連結会計年度における「不動産賃貸費用」は6,004千円、「売電費用」は4,140千円であります。

（連結貸借対照表に関する注記）

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　11,369,062千円

(2) 期末日満期手形

期末日手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、連結会計年度末日が金融機関休業日であるため、次の期末日満期手形は満期日に交換が行われたものとみなして処理しております。

受取手形	98,788千円
電子記録債権	135,123千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,571,600株	－株	－株	4,571,600株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年５月11日取締役会	普通株式	90,110	利益剰余金	20.0	2018年３月31日	2018年６月７日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年５月10日取締役会	普通株式	98,351	利益剰余金	22.0	2019年３月31日	2019年６月６日

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金ならびに債券等に限定し、また、資金調達については資金運用調達計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、全ての取引先に対して与信限度額を設定し期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式ならびに債券等は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、資金運用管理規程に従い、業務上の関係を有する業務上の株式を除いて、保有状況を継続的に見直し、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに電子記録債務は、その全てが１年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ管理規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、当社において、連結子会社も含め各社毎の資金繰計画を適時作成する等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	2,621,925	2,621,925	－
(2) 受取手形及び売掛金	3,358,611	3,358,611	－
(3) 電子記録債権	2,048,509	2,048,509	－
(4) 投資有価証券	1,010,813	1,010,813	－
(5) 支払手形及び買掛金	1,833,241	1,833,241	－
(6) 電子記録債務	549,782	549,782	－
(7) 短期借入金	370,600	370,600	－
(8) 長期借入金	1,718,875	1,721,435	2,560
(9) デリバティブ取引	36,010	36,010	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

これらの時価については、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

2．非上場株式等（連結貸借対照表計上額2,134千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3．「(8) 長期借入金」には、１年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

4．デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で表示しております。

（１株当たり情報に関する注記）

(1) １株当たり純資産額	1,997円13銭
(2) １株当たり当期純利益	146円10銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

貸借対照表

(2019年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**8,080,346**	**流動負債**	**4,213,366**
現金及び預金	1,802,478	支払手形	161,227
受取手形	570,233	電子記録債務	549,782
電子記録債権	2,018,470	買掛金	1,901,464
売掛金	2,362,603	１年内返済予定の長期借入金	585,397
商品及び製品	399,818	未払金	277,932
仕掛品	269,504	未払費用	314,901
原材料及び貯蔵品	85,803	未払法人税等	160,000
その他	572,432	預り金	27,827
貸倒引当金	△1,000	その他	234,835
固定資産	**6,292,806**	**固定負債**	**2,525,424**
有形固定資産	**3,673,773**	長期借入金	1,133,478
建物	1,745,809	リース債務	235,597
構築物	151,630	製品補償引当金	13,700
機械及び装置	464,024	退職給付引当金	1,117,658
車両運搬具	5,293	その他	24,990
工具、器具及び備品	256,740	**負債合計**	**6,738,791**
土地	768,903	(純資産の部)	
リース資産	253,550	**株主資本**	**7,575,142**
建設仮勘定	27,822	**資本金**	**871,600**
無形固定資産	**44,507**	**資本剰余金**	**1,824,190**
ソフトウエア	32,125	資本準備金	1,824,190
その他	12,382	**利益剰余金**	**4,958,277**
投資その他の資産	**2,574,524**	利益準備金	79,200
投資有価証券	693,921	その他利益剰余金	4,879,077
関係会社株式	86,602	別途積立金	2,080,000
出資金	210	繰越利益剰余金	2,799,077
関係会社出資金	614,067	**自己株式**	**△78,925**
関係会社長期貸付金	683,233	**評価・換算差額等**	**59,218**
繰延税金資産	416,189	その他有価証券評価差額金	34,227
リース投資資産	26,413	繰延ヘッジ損益	24,991
その他	177,186	**純資産合計**	**7,634,361**
貸倒引当金	△123,300		
資産合計	**14,373,152**	**負債純資産合計**	**14,373,152**

損　益　計　算　書

（自　2018年４月１日
至　2019年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		13,792,037
売上原価		11,084,941
売上総利益		**2,707,095**
販売費及び一般管理費		1,983,245
営業利益		**723,849**
営業外収益		
受取利息	5,496	
受取配当金	9,283	
為替差益	17,270	
投資有価証券売却益	376	
不動産賃貸料	6,284	
売電収入	7,168	
その他	14,580	60,460
営業外費用		
支払利息	4,054	
投資有価証券評価損	4,213	
不動産賃貸費用	4,959	
売電費用	4,913	
その他	1,795	19,937
経常利益		**764,373**
特別利益		
固定資産売却益	2,419	
貸倒引当金戻入額	91,000	93,419
特別損失		
固定資産除却損	8,223	8,223
税引前当期純利益		**849,570**
法人税、住民税及び事業税	201,139	
法人税等調整額	△13,800	187,339
当期純利益		**662,230**

株主資本等変動計算書

（自　2018年４月１日
至　2019年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	871,600	1,824,190	1,824,190	79,200	2,080,000	2,226,958	4,386,158	△43,195	7,038,752
当期変動額									
剰余金の配当						△90,110	△90,110		△90,110
当期純利益						662,230	662,230		662,230
自己株式の取得								△35,730	△35,730
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	572,119	572,119	△35,730	536,389
当期末残高	871,600	1,824,190	1,824,190	79,200	2,080,000	2,799,077	4,958,277	△78,925	7,575,142

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	49,211	60,252	109,463	7,148,216
当期変動額				
剰余金の配当				△90,110
当期純利益				662,230
自己株式の取得				△35,730
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△14,984	△35,260	△50,245	△50,245
当期変動額合計	△14,984	△35,260	△50,245	486,144
当期末残高	34,227	24,991	59,218	7,634,361

［個別注記表］

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式　　移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの　　期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

時価のないもの　　移動平均法による原価法

(3) たな卸資産

商品及び製品・仕掛品　　総平均法による原価法

原材料　　移動平均法による原価法

貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

２．デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　６～47年

機械及び装置　　２～９年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品補償引当金　　顧客に納入した一部の製品に対して発生した製品補償に係る支出に備えるため、過去の実績等および対象製品の出荷数に基づき算定した金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

５．重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　為替予約、コモディティデリバティブ

ヘッジ対象　外貨建金銭債務、原材料

(3) ヘッジ方針　社内規程に基づき、為替相場変動リスクおよび原材料価格変動リスクを低減する目的でヘッジを行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法　ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

６．その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理　退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理　消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（表示方法の変更に関する注記）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

損益計算書

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「不動産賃貸料」および「売電収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。なお、前事業年度の「不動産賃貸料」は6,275千円、「売電収入」は7,113千円であります。

また、前事業年度まで区分掲記しておりました「営業外費用」の「減価償却費」は、当事業年度より「不動産賃貸費用」および「売電費用」として計上する方法に変更いたしました。この変更は、不動産賃貸損益および売電損益の費用収益を対応させる観点から、より適切に表示するために行ったものであります。なお、前事業年度における「不動産賃貸費用」は5,459千円、「売電費用」は5,240千円であります。

（貸借対照表に関する注記）

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　7,926,970千円

(2) 期末日満期手形

期末日手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、事業年度末日が金融機関休業日であるため、次の期末日満期手形は満期日に交換が行われたものとみなして処理しております。

受取手形	92,637千円
電子記録債権	131,020千円

(3) 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っております。

上海三相電機有限公司　370,600千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権　524,685千円

② 長期金銭債権　709,647千円

③ 短期金銭債務　906,986千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

① 売上高　528,634千円

② 仕入高　4,928,346千円

③ 営業取引以外の取引高　399,370千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	66,067株	35,020株	－株	101,087株

（注）自己株式数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得35,000株および単元未満株式の買取20株によるものであります。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	岡山三相電機株式会社	直接 100%	当社製品の製造 役員の兼任	製品の購入	389,401	買掛金	160,529
子会社	新宮三相電機株式会社	直接 100%	当社製品の部品製造	部品の購入	1,352,797	買掛金	99,701
				部品の有償支給	1,181,245	未収入金	261,332
				利息の受取	2,080	関係会社長期貸付金 流動資産その他	297,233 176
子会社	株式会社岩谷電機製作所	直接 100%	当社製品の製造 役員の兼任	製品の購入	857,316	電子記録債務	155,299
				資金の回収	6,000	関係会社長期貸付金	386,000
				利息の受取	780	流動資産その他	65
子会社	上海三相電機有限公司	直接 100%	当社製品・部品の製造 役員の兼任	製品・部品の購入	1,460,707	買掛金	164,536
				部材の販売等	471,773	売掛金	179,793
				債務保証	370,600	－	－

（注）１．取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含めております。
２．取引条件および取引条件の決定方針等
（１）資金の貸付については、当社の調達金利を勘案して利率を決定しております。
（２）営業取引については、製造原価を勘案して協議のうえ、決定しております。
３．上記の他、子会社への債権に対して貸倒引当金120,000千円を計上しております。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	38,035千円
未払事業税	13,005千円
未払費用	80,386千円
退職給付引当金	342,003千円
減価償却超過額	1,277千円
製品補償引当金	4,192千円
その他	41,476千円
繰延税金資産小計	520,376千円
評価性引当額	78,076千円
繰延税金資産合計	442,300千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	15,091千円
その他	11,019千円
繰延税金負債合計	26,110千円
繰延税金資産の純額	416,189千円

（１株当たり情報に関する注記）

(1) １株当たり純資産額	1,707円71銭
(2) １株当たり当期純利益	147円16銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月22日

三相電機株式会社
　取 締 役 会　　御中

仰星監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　新田　泰生　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　平塚　博路　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、三相電機株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三相電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月22日

三相電機株式会社
　取 締 役 会　　御中

仰星監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　新田　　泰生　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　平塚　　博路　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、三相電機株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月24日

三相電機株式会社　監査役会

常勤監査役　萩原一郎　㊞

監査役（社外監査役）　浜野信夫　㊞

監査役（社外監査役）　西井博生　㊞

以　上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

議決権の代理行使の勧誘者　　三相電機株式会社
代表取締役社長　黒田　直樹

第１号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（８名）は本総会終結のときをもって任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、当社における地位、担当 （重 要 な 兼 職 の 状 況）	所有する当社の株式の数
くろだ　なおき 黒　田　直　樹 （1959年２月１日生）	1989年３月　当社入社 1998年10月　当社品質管理部長 2001年６月　当社取締役品質保証部・品質管理部担当 2004年７月　当社取締役経営企画部・情報システム部担当 2006年５月　当社常務取締役 2006年５月　上海三相電機有限公司董事長（現在に至る） 2006年６月　当社代表取締役社長（現在に至る）	102,608株
こばやし ひでつぐ 小　林　秀　嗣 （1954年５月８日生）	1977年４月　当社入社 1996年２月　当社技術本部研究部長 2000年６月　当社取締役研究開発部担当 2005年７月　当社取締役品質保証部・汎用ポンプ営業部・東京第一営業部・東京第二営業部担当 2008年４月　当社取締役営業部長 2009年４月　当社取締役研究開発部・営業部担当 2011年６月　当社常務取締役技術部・営業部担当 2016年６月　当社専務取締役技術部・営業部・生産管理部担当 2017年６月　当社専務取締役営業部・生産管理部・製造部担当（現在に至る）	5,100株
おかもと とみお 岡　本　富　男 （1957年１月18日生）	1991年７月　当社入社 2002年11月　当社経理部長 2005年６月　当社取締役総務人事部担当・経理部長 2006年６月　当社取締役経営企画部・情報システム部・総務人事部担当・経理部長 2013年６月　当社取締役統括管理部長・国内関連会社担当 2015年６月　オカダアイヨン株式会社社外取締役（現在に至る） 2016年６月　当社常務取締役統括管理部・国内関連会社担当 2017年６月　当社常務取締役統括管理部・海外関連会社担当（現在に至る）	4,000株

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、当社における地位、担当 （重 要 な 兼 職 の 状 況）	所有する当社の株式の数
ふじわら のりかず 藤 原 範 和 （1961年１月14日生）	1983年４月　当社入社 2005年２月　当社研究開発部長 2013年１月　当社品質保証部副部長 2013年６月　当社執行役員品質保証部長 2015年６月　当社取締役資材部長・品質保証部担当 2017年12月　当社取締役品質保証部長・資材部担当（現在に至る）	2,500株
まつした としお 松 下 年 男 （1964年２月１日生）	1987年４月　当社入社 2009年４月　当社営業部長 2013年４月　当社製造部長 2013年６月　当社執行役員製造部長 2016年６月　当社取締役製造部長 2017年６月　当社取締役国内関連会社担当（現在に至る）	800株
そう ぎんしゅん 曹　　銀 春 （1970年１月25日生）	2001年７月　当社入社 2006年11月　当社研究開発部長 2009年10月　当社技術部長 2016年６月　当社執行役員技術部長 2017年６月　当社取締役技術部長（現在に至る）	0株
みずの まこと 水 野　　誠 （1972年６月11日生）	1991年11月　当社入社 2012年８月　当社資材部長 2016年２月　当社生産管理部長 2017年６月　当社執行役員生産管理部長・製造部担当 2018年６月　当社取締役生産管理部長・製造部担当（現在に至る）	1,100株
あだち やすたか 足 立 安 孝 （1951年９月17日生）	1998年１月　日本電子材料株式会社入社 2004年７月　同社経理シニアマネージャー 2008年４月　同社管理部門副統括部長 2009年１月　ジェム上海社取締役社長（現在に至る） 2009年６月　日本電子材料株式会社取締役管理部門統括部長 2015年６月　当社取締役（現在に至る） 2017年６月　日本電子材料株式会社常務取締役 常務執行役員 管理部門統括担当（コンプライアンス担当） 管理部門統括部長（現在に至る）	0株

（注）１．各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者足立安孝氏は、社外取締役候補者であります。
３．足立安孝氏を社外取締役候補者とする理由
　足立安孝氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
４．足立安孝氏は、当社の社外取締役に就任後４年が経過しております。
５．当社は足立安孝氏との間で会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。足立安孝氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
６．当社は足立安孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

第２号議案　監査役２名選任の件

監査役浜野信夫、西井博生の両氏は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
はまの　のぶお 浜　野　信　夫 （1946年11月29日生）	1969年４月　松下電器産業株式会社（現・パナソニック株式会社）入社 2005年６月　松下電器産業株式会社（現・パナソニック株式会社）退社 2009年９月　プロジェクト浜野　代表（現在に至る） 2014年６月　当社監査役（現在に至る）	0株
にしい　ひろき 西　井　博　生 （1964年５月19日生）	1987年４月　監査法人朝日親和会計社（現・有限責任あずさ監査法人）入所 2001年９月　朝日監査法人（現・有限責任あずさ監査法人）退所 2001年９月　西井博生公認会計士事務所開所 2004年９月　なぎさ監査法人設立　代表社員（現在に至る） 2004年12月　税理士法人なぎさ総合会計事務所設立　代表社員（現在に至る） 2006年６月　株式会社Ｇ－７ホールディングス社外監査役（現在に至る） 2015年６月　当社監査役（現在に至る）	0株

（注）１．各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．監査役候補者浜野信夫氏、西井博生氏は、社外監査役候補者であります。

３．浜野信夫氏、西井博生氏を社外監査役候補者とする理由（社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断する理由を含む。）

浜野信夫氏は、実業界での長年の経験を蓄積した幅広い知識と豊富な経験を当社の監査に活かしていただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

西井博生氏は、公認会計士としての専門的見地から、当社の経営に対して的確な助言・提言をいただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

４．浜野信夫氏は、当社の監査役に就任後５年、西井博生氏は当社の監査役に就任後４年が経過しております。

５．当社は、浜野信夫氏、西井博生氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。また、浜野信夫氏、西井博生氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

６．浜野信夫氏、西井博生氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略　歴（重 要 な 兼 職 の 状 況）	所有する当社の株式の数
ありた　ひさのり 有　田　尚　徳 （1942年２月15日生）	1965年４月　株式会社神戸銀行（現・株式会社三井住友銀行）入行 1975年３月　弁護士登録 （現在に至る）	0株

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．補欠監査役候補者有田尚徳氏は、社外監査役候補者であります。

３．有田尚徳氏を補欠の社外監査役候補者とする理由（社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断する理由を含む。）

有田尚徳氏は、長年の弁護士として培われた法律知識を、監査役に就任された場合に当社監査体制の強化に活かしていただけると判断したものであります。

４．有田尚徳氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2015年６月20日開催の第58回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役の報酬限度額は年額30,000千円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20,000千円以内と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することと致します。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものと致します。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したく存じます。

現在の取締役は８名（うち社外取締役１名）でありますが、第１号議案「取締役８名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は８名（うち社外取締役１名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より３年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に、当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

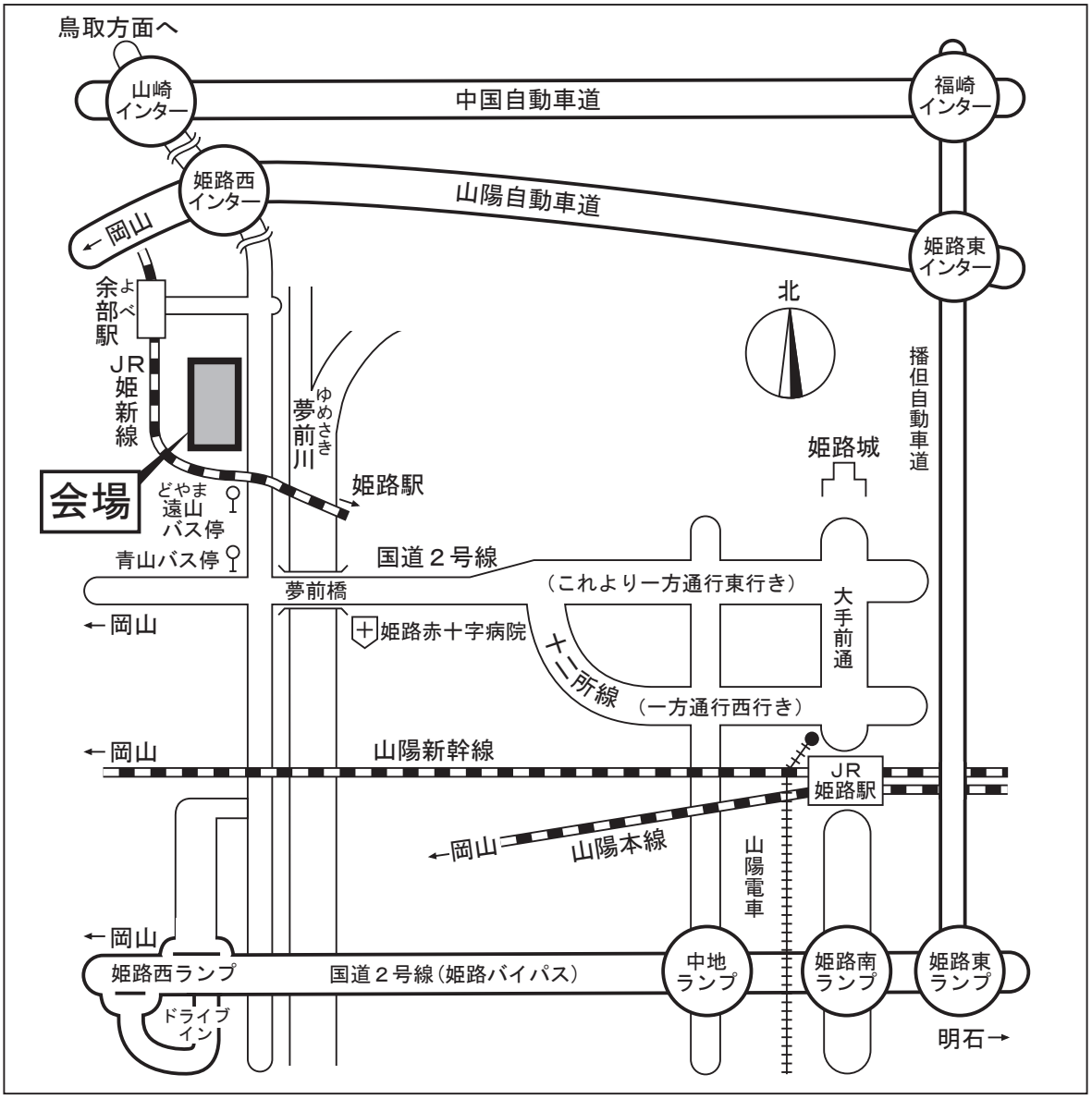
上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 略 図



会　場：兵庫県姫路市青山北一丁目１番１号

三相電機株式会社　講堂

電　話（079）266－1200

交通機関		
	ＪＲ：姫新線＜余部（よべ）駅＞	下車徒歩　約６分
	バス：神姫バス＜遠山（どやま）バス停＞	下車徒歩　約３分

（できるだけ公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。）